

# SOCIAL WORKERS

社大OB・OGがつむぐ福祉の絆

12月

2017 Vol.15

Interview 1

小松 奈津季さん

清瀬市役所 健康福祉部 障害福祉課



Interview 2

大山 典宏さん

埼玉県越谷児童相談所 草加支所  
虐待・相談指導、安全確認担当 担当部長



困難を抱える人の  
よりよい生活を  
支援する存在

障害者や支援を必要とする方が  
住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう  
行政の立場から支援する  
ソーシャルワーカーを紹介します。



埼玉県越谷児童相談所 草加支所のみなさん

2014年3月  
日本社会事業大学大学院  
福祉マネジメント研究科修了

# 官民が連携して、よりよい社会のために 貢献することが使命



おおやま のりひろ  
**大山 典宏**さん **社会福祉士**

埼玉県越谷児童相談所 草加支所  
虐待・相談指導、安全確認担当 担当部長

PROFILE

1974年 埼玉県出身  
2014年3月 日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科修了  
2017年4月 立教大学大学院 コミュニティ福祉学研究科 博士後期課程入学 (現在、在学中)

児童相談所の入口



大山さんの著書



## ○大山さんのあゆみ

- 1999年 立命館大学大学院政策科学研究科修士課程修了
- 1999年 埼玉県志木市福祉部福祉課 入職
- 2001年 日本社会事業大学 通信教育課程受講  
インターネットサイト「生活保護110番」開設
- 2002年 社会福祉士 取得
- 2003年 埼玉県庁入庁 福祉部所沢児童相談所勤務
- 2008年 著書『生活保護VSワーキングプア』PHP新書 発行
- 2009年 埼玉県福祉部社会福祉課 主任
- 2013年 日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科派遣
- 2014年 日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科修了  
著書『生活保護VS子どもの貧困』PHP新書 発行  
埼玉県福祉部こども安全課 主査  
「未来へのスタート応援事業」立ち上げ  
日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科講師「生活困窮者支援」を担当 現在に至る  
著書『隠された貧困～生活保護で救われる人たち～』扶桑社新書 発行
- 2017年 埼玉県越谷児童相談所草加支所 担当部長 現在に至る  
.....[社会活動].....
- 2012年 9月～2013年3月  
厚生労働省平成24年度社会福祉推進事業「子ども・若者の生活困窮者支援のあり方に関する研究」委員会委員
- 2014年 4月～8月  
内閣府「子どもの貧困対策に関する検討会」構成員(オブザーバー)

社会人経験を積んだ人が  
もう一度学ぶことができる

日本社会事業大学には、社会人経験を経て学ぶ人もたくさんいます。また国内で唯一、福祉専門職大学院も設けられています。

ここで紹介する大山典宏さんは、社会福祉系ではない大学、大学院を卒業後、勤務先の市役所で福祉部に配属されたことがきっかけで、日本社会事業大学通信教育課程と大学院で学びました。大山さんは国の政策や制度面の知識と、生活保護や児童相談所など現場での経験を活かしながら、よりよい日本の社会保障制度を研究しています。

最初の勤務は福祉課  
80世帯を担当する

大山典宏さんが福祉の仕事に関わりを持ったのは、志木市役所が最初でした。

「配属された福祉課は、生活が困窮している方に生活保護支給の手続きをする部署だったのですが、当時の私はセイホと聞いてもピンとこず、基本を学ぶところからスタートしました」

ケースワーカーとして勤務し始めて数日後、市役所に質素な身なりの人たちがたくさん訪れました。当時、月に一度の生活保護費の支給日には、市役所へ直接受け取りに来ることになっていたのです。高齢者や母子家庭、精神疾患や虐待の問題を抱

える家庭など、それまで接点のなかった人たちが80世帯のあらゆる相談を受ける担当になりました。業務に向き合う日々の中で、福祉の仕事をするなら専門知識が必要だと痛感。仕事の傍ら日本社会事業大学通信教育課程を受講し、社会福祉士を取得します。

## 大学院の1年間で学んだ ソーシャルワーカーの理念

2003年、大山さんは埼玉県福祉部に福祉専門職として入庁。ここでの在職中、さらに専門的に学ぶため日本社会事業大学大学院に派遣されました。

「この専門職大学院で学んだ1年間は私にとって人生で最高に楽しい時間だったんですよ」  
特に勉強になったのは「ゲストスピーカー」の話でした。たとえば薬物依存症の方の更生施設「ダルク」やホームレス支援団体の代表の方など、まさに「現場で戦っている人の話」が聞けたのは、日本社会事業大学ならではの体験だったと振り返ります。

さらに印象的だったのは、「日本の社会保障制度の課題」という講座でした。  
「たとえ立派な制度があっても専門職であるソーシャルワーカーがいなくては機能しないのだ」と、これにはとても共感しました。人が育てられていないという点は今も日本の福祉制度の課題だと思いますね」

# 相談者の思いを冷静に受け止め、優先すべきことは何かを探る

2013年3月  
社会福祉学部福祉計画学科卒業

こまつ なつ き  
**小松 奈津季** さん

社会福祉士

清瀬市役所 健康福祉部 障害福祉課

## PROFILE

1991年 千葉県出身  
2013年3月 社会福祉学部福祉計画学科卒業  
2013年4月 清瀬市役所 健康福祉部 生活福祉課入職  
2017年7月 障害福祉課に異動 現在に至る



清瀬市役所のみなさん

学生時代に  
影響を受けた本



『元気になる就学援助の本』



『自閉症の僕が跳びはねる理由』



**相談者の立場に立って  
何が出来るのかを見極める**

小松奈津季さんは清瀬市役所健康福祉部に勤めて5年目。現在は障害福祉課で担当地区の身体・知的・精神・難病に関する問題を抱える方からの相談を受けて必要な支援をしています。

「困難を抱えている方に、その人の自立のために何が出来るか、その人の立場になって考えるのがソーシャルワーカーです。本人をはじめ周囲の意見や希望を聞いて調整し、何が 필요한のか、専門知識を活かして多方向に探る仕事です」

日々の業務では身体障害者手帳や療育手帳(愛の手帳)などの申請窓口、補聴器・車いすなど補装具を購入する費用の支給手続きなどを行っています。また、障害者サービスの支給を決定する「障害支援区分」の申請をするために、障害者の方に直接会って聞き取りをする認定調査も行います。

**家族だけではなく地域でも  
障害者を支えたい**

小松さんは障害のある姉がいたことから、福祉の道に進もうと自然に考えるようになり、20年前はまだ障害者に対する社会の理解も今ほどではなく、姉の世話をする母親をもっと助けてあげたいと幼いころから感じていたといいます。

「地域に大きくなるにつれて家族だけでなく、地域で障害者を

支える制度ができないかと考えるようになり、日本社会事業大学をめざしました」

**実習やボランティア活動で  
社会保障制度に興味**

そうした思いを実現させる場として現在の職場を選んだのは、大学2年生のとき受講した「地域ゼミ」の実習先が清瀬市役所だったことからです。社会保障制度の立場から支援を行う仕事を目的に当たり、就職を希望しました。

さらにボランティアで生活保護世帯の中学生に勉強を教えたりすることも、社会保障制度に興味を持つきっかけになったといいます。

**自分自身が健康であれば  
適切な支援ができる**

仕事をするうえで気をつけていることは、自分自身が心身と

もに健康であること。そのため自己管理を大切にしています。

「ケースワーカーという仕事は相談者の方の感情に共感して重く受け止めてしまいがちですが、相手の立場に立った支援をしながらも、距離感を保って客観的に冷静に判断しなくてはなりません。ですから、まずは自分自身が元気でなくては」

もちろん重大な事例の場合は一人で抱え込まず、すぐに上司や周囲に相談して情報を共有します。福祉の現場ほど報告・連絡・相談が重要なところはないといえます。今の職場は協働体制がしっかりしていて、職員同士が相談しやすい、とてもいい環境だそう。

「障害のある人や家族、親の気持ちもわかる立場として、お手伝いができる仕事に感謝して、これからは誠実に取り組むたいと思っています」

## 小松さんのある日

(日によって業務内容は変わります)

- 8:30 仕事開始。朝礼。各地区担当の面談予定や施設訪問などの確認や申し送りを行う
- 9:00 面談の資料などを作成。身体障害者手帳を申請に来た方に窓口で受付事務
- 10:00 障害支援区分調査のために対象の方を訪問して面談(本人の活動場所など)
- 12:00 お昼休み
- 13:00 補聴器や車いすなど補装具の申請に来られた方に窓口で対応
- 15:30 ケース会議に出席。現在入院している障害者が退院したあと、在宅や施設で生活していくためのサービスの調整を行う。関係機関(障害ケースワーカー、医療ソーシャルワーカー、施設職員など)で集まる
- 17:15 勤務時間終了。1日のケースや相談内容などを記録  
この日は月に1、2回開催される「障害支援区分審査会」に出席するため残業。会議室の準備
- 19:00 審査会開始。障害保健福祉の学識経験者が集まり調査内容や意見書をもとに審査。小松さんは事務局職員として参加。この日は12名の審査を行い20:30に終了
- 21:00 会議室を片付けて帰宅

**新事業や政策をつくるため  
一つずつ階段を上がるように**

2014年にはこども安全課に異動になり、そこで「未来へのスタート応援事業」や「希望の家事業」を立ち上げます。これは18歳で児童養護施設を退所する子どもたちのアフターケアに当たるもので、それまでは着目されていなかった支援です。

子どもたちが進学や就労しやすいような安価な住宅支援、退所後も集まれるような居場所づくりや自動車運転免許取得の補助金など、官民連携した政策は全国知事会から優秀政策として表彰されました。

「埼玉県のすべての児童養護施設の施設長さんに何度も話をした甲斐あって、埼玉県の児童施設の子どもたちは自動車免許を自己負担なく取得できるようになりました。こうした地道な支援事業をつくることで、子どもたちの未来を応援しているのです」

何もしなければ新しい事業は始まらない、政策をつくり上げるには、異なる部署の価値観を調整し、一つずつ階段を上がるようにとやってきた大山さんです。

**一刻を争う緊急対応が必要な場合もある**

2017年4月に越谷児童相談所草加支所に異動、0歳から18歳未満の児童の相談を受けて問題解決に尽力しています。

「こ半年のうちに、虐待では

ないか、という通告が約500件ありました。一般市民の方からの電話や、学校や病院、警察、市役所などから通告が寄せられます。通告件数は増えていますが、虐待そのものが増えているとは決めつけられません。最近では児童相談所を舞台にしたテレビドラマや漫画もあり、その存在が知られたので通告が増えたのかもしれないですね」

通告を受けると児童福祉司が関係部署や保護者の方に話を聞き、会議を開いて今後の対応や方向性を定めます。

「解決策はケースバイケース。長期間にわたることもありますが、特に0歳の赤ちゃんや幼児の場合は、一刻を争って対応しなければ命に関わることさえあるのです」

経済的な貧困や母親の病気、子どもの発達障害など、複雑な問題が積み重なって子どもへの虐待につながってしまうのです。情報を集め一つずつ解決に向けて対応するのが児童相談所の取り組みです。

**ソーシャルワーカーの使命  
そのものがモチベーション**

現在は児童相談所の仕事をしていますが、それ以前に一人のソーシャルワーカーであると自負していると話す大山さん。

「かっこいいことを言うと、社会をよりよいものに変えていく、そんな仕事だと思っています。私はミッション＝使命という言葉

葉が好きなんです。どんな人もよりよい人生を生きられるよう尽力すること、それがソーシャルワーカーの使命だと」

そんな大山さんがいつも傍らに置き折に触れて読み返すのは、生活保護法を作った小山進次郎著『生活保護法の解釈と運用』。戦後から現在の生活保護法に至る経過が解説され、創始者の思いが脈々と受け継がれているバイブルと言われています。

**課題に立ち向かう原動力は  
利用者の「ありがとう」**

これまで20年のキャリアの中で次々と新しい事業を立ち上げてきたモチベーションの源は、現状に対する「怒り」と「ありがとう」の言葉だと言います。

20代で立ち上げたインターネットの相談サイト「生活保護110番」は、匿名で相談できると話題となり、5千件以上の閲覧があり現在も継続しています。「本当に助かった、ありがとう」「こういうのがほしかった」と喜ぶ人たちの声が支えになっているのです。

「日本社会事業大学では『社会福祉に携わる理念』をきっちり学べるのがいいところです。高層ビルを建てる土台のようなものです。見えない部分で決して華やかさはないけれど、長い目で見るとどんなことがあっても倒れない。そんな土台を学びたいならぜひ」とエールをくださいました。

**障害福祉サービスとは？**

今回お話を伺った小松奈津季さんの業務の一つ、「障害支援区分の認定」についてご紹介します。

「障害福祉サービスの利用について」（東京都福祉保健局 平成26年度版）より抜粋

**Q1▶ 「障害福祉サービス」とは何ですか？また「障害支援区分」「障害支援区分の認定」とは何ですか？**

**A1▶** 障害者の方が日常生活や社会生活を送るために、総合的な支援サービスを利用することです。サービスを利用するために、どのような障害であるかを認定する調査が行われます。認定の区分は障害の特性や心身の状態に応じた6段階があり、区分6の方が最も支援の度合いが高くなります。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるようになっています。

**Q2▶ どのような調査をするのですか？**

**A2▶** 調査項目は以下の80項目です。各市区町村に設置された審査会において、調査結果や医師の意見書などを総合的に検討した審査判定によって認定されます。

- ①移動や動作等に関連する12項目
- ②身の回りの世話や日常生活等に関連する16項目
- ③意思疎通等に関連する6項目
- ④行動障害に関連する34項目
- ⑤特別な医療に関連する12項目

**Q3▶ 障害者の方が支援サービスを利用するにはどうすればいいのですか？**

**A3▶** おおまかな流れは次のようなものです。

市区町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。

▼ 認定を受けた利用者は「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」を市区町村に提出します。

▼ 市区町村が支給を決定します。

▼ 「指定特定相談支援事業者」がサービス担当者会議を開催し、「サービス等利用計画」を作成します。

▼ サービス等利用開始

▼ 利用開始後、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証と計画の見直しなどのモニタリングが行われます。

※障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活および社会生活の総合的な支援を図っています。